

埼玉県中小企業制度融資の 令和8年度改正点について

産業労働部 金融課

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて
 - (5) その他の変更について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

本日の内容

1：令和8年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について 

(2) 経営あんしん資金の見直しについて

(3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続

(4) 起業家育成資金の見直しについて

(5) その他の変更について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1 令和8年度の主な改正イメージ

経営あんしん資金の見直し

令和8年3月31日
融資実行分まで

経営あんしん資金
【物価高騰特例】



令和8年4月1日
融資実行分から

経営あんしん資金
【経済変動特例】

その他の変更点

- 企業パワーアップ資金の要件の拡充
 - ・ 協調支援特別保証制度要件の創設
- 借換資金の見直し
 - ・ 借換回数制限を撤廃

起業家育成資金の拡充

(1) 融資対象者を開業後10年未満まで拡充

★開業からの年数により融資要件が異なる

①【開業後5年未満の場合】

責任共有制度：なし
利率：1.3%～1.7%
保証料率：従来どおり
担保：不要


②【開業後5年以上10年未満の場合】

責任共有制度：**あり**
利率：1.4%～1.8%
保証料率：0.45%～1.64%
担保：取扱金融機関及び保証協会との協議により定める

(2) 借換制度の創設

- ・ 再借換は**1度のみ可能**

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて** 
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて
 - (5) その他の変更について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

1 - (2) - ① 経営あんしん資金【経済変動特例】の融資対象者要件

○ 経営あんしん資金【経済変動特例】

- ・ 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由*の影響を受けた事業者を融資対象とします。

* 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由は、（1）物価高騰、（2）人件費の上昇、（3）イラン情勢に伴う影響（サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など）とします。

- ・ 数値要件は【物価高騰特例】と変わらず、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少している事業者等とします。

※ 令和8年4月1日から取扱いを開始

※ 令和7年度中に【物価高騰特例】を申し込んだものの、3月31日までに融資実行まで至らなかったものについては、4月以降に【経済変動特例】と読み替えて融資実行することを可能とします。

1 - (2) - ② 経営あんしん資金【経済変動特例】の様式

4 認定要件

(1) 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由*の影響を受けている具体的な事情（主要原材料及び製品等も具体的に記入）

* 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由は、(1) 物価高騰、(2) 人件費の上昇、(3) イラン情勢に伴う影響（サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など）とする。

(2) 次のいずれかに該当する者（いずれかを○で囲む）

- ア 売上高総利益率（最近1か月と前年同月を比較）の5%以上減少
- イ 売上高総利益率（最近1か月と直近決算を比較）の5%以上減少
- ウ 売上高総利益率（直近決算と直近決算前期を比較）の5%以上減少
- エ 売上高営業利益率（最近1か月と前年同月を比較）の5%以上減少
- オ 売上高営業利益率（最近1か月と直近決算を比較）の5%以上減少
- カ 売上高営業利益率（直近決算と直近決算前期を比較）の5%以上減少

	最近1か月（ 月）・直近決算	前年同月・直近決算・直近決算前期
売上総利益 又は営業利益	A 円	a 円
売上高	B 円	b 円
売上総利益率 又は営業利益率	$A / B \times 100 = C$ %	$a / b \times 100 = D$ %

利益減少率 $((D - C) / D \times 100)$ _____ % ≥ 5 %

令和7年度埼玉県制度融資の手引 P95 Q&A13-8より

13-8 売上高総利益率及び売上高営業利益率はどのような利益率の推移の場合に対象となるのか。

対象となる利益率の推移は以下のとおり

利益率の推移	対象の適否
+から+	利益率の減少率が5%以上で対象
+から-	全て対象
-から-	利益率のマイナス幅が増加していれば全て対象
-から+	全て対象外

プラスからプラスの計算例は以下のとおり。
例：前年同月の売上高営業利益率 + 2.0%
最近1か月の売上高営業利益率 + 1.0%
 $(+ 2.0\% - (+ 1.0\%)) \div (+ 2.0\%) \times 100 = \text{減少率} + 50.0\%$

1 - (2) - ③ 経営あんしん資金【経済変動特例】の融資条件

	経営あんしん資金【経済変動特例】
資金使途	運転資金
融資限度額	8,000万円 ※ 令和8年3月31日以前に実行した経営あんしん資金【物価高騰特例】の残高がある場合は、本資金と合わせて8,000万円まで。
融資期間	1年超10年以内（据置1年以内）
融資利率	年1.3%以内～年1.7%以内
保証料	年0.45%～1.64%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。
受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中小企業団体中央会

1-(2)-④ 経営あんしん資金【物価高騰特例】の取扱終了

経営あんしん資金【物価高騰特例】

令和8年3月31日融資実行分をもって、

取扱終了となります。

※ 令和7年度中に【物価高騰特例】を申し込んだものの、3月31日までに融資実行まで至らなかったものについては、4月以降に【経済変動特例】と読み替えて融資実行することを可能とします。

本日の内容

1：令和8年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 経営あんしん資金の見直しについて

(3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続



(4) 起業家育成資金の見直しについて

(5) その他の変更について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1 - (3) - ① 設備投資促進資金の融資条件について


	【人手不足対応特例】	省エネ・創エネ	事業再構築の推進
融資限度額	設備資金 1億5,000万円（一部2億円*） 運転資金 5,000万円		
融資期間	設備資金 10年以内（一部15年以内*）（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置2年以内）		
融資利率	年1.3～1.9%以内	年1.4～2.0%以内	
保証料	年0.45%～1.64%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。		
利子補給率	0.6%	0.5%	

* 土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合に限りです。

1 - (3) - ③ 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の対象となる事例

対象分野・分類		想定される事業・投資例
ア 人手不足の解消又は緩和	人手の省力化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の配膳ロボット、自動調理器、食洗機、券売機 ・ 工場等での作業工程の機械化や業務プロセスの見直しに要する設備（作業工程を全て機械化する必要はなく、一部機械化でも可。） 例) 自動加工設備、各種作業用ロボット、ライン再配置、リフト設置
		<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでより、業務効率化が図れる設備の導入 ・ 人の代替となるAIやIoTの活用に対する投資 など 例) 経理、販売管理、温度管理等各種システム化、センサー等の導入
	従業員の職場環境の整備や活躍の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 力仕事が必要な業務を改善し、省力化や機械化するための設備 ・ 重量物を運びやすくするための電動アシスト機能付設備の購入
		<ul style="list-style-type: none"> ・ シニアの方でも操作がしやすいタイプの設備の導入（キーボード→タッチパネル入力など） ・ バリアフリーのほか、障害者の方が働きやすくなるための、障害特性に応じた職場環境の改善（スロープ、自動ドア、車いす対応トイレの設置） ・ 女性専用のトイレや休憩室などの設置 ・ 子育て中や介護をしている人も参加できるWEB会議システムの導入 など
	DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなサービスや価値の創出、生産性向上や事業拡大などにつながるデジタル技術を活用した設備 例) 不良品を自動で検査するカメラ検査機の導入、品質管理や作業工程管理システムの導入、業務効率化のためのRPAの導入、路拡大のため顧客管理支援システムやマーケティング支援システムの導入
イ 省エネ・創エネ	省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー製品の開発又はその部品の製造等に係る設備の導入、省エネ改修に係る設備の導入
	創エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス等）の有効利用を目的とした製品開発又はその部品の製造等に係る設備の導入 ・ 再生可能エネルギーに係る設備の導入
	サーキュラーエコノミー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能な原料への転換に係る設備投資 ・ 再資源化に係る設備投資（食品廃棄物、廃太陽光パネル等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代自動車や蓄電池等の部品の製造に係る設備の導入、蓄電システムに係る設備の導入

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて** 
 - (5) その他の変更について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

1 - (4) - ① 起業家育成資金の融資対象者を開業後10年未満まで拡充

	令和8年度	令和7年度
対象者要件	次のア～キのいずれかに該当する中小企業者	次のア～オのいずれかに該当する中小企業者
	<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの</p> <p>(ア) 開業後5年以上10年未満の個人であって、当該開業の前日に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、他の会社はその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの(分社化)</p> <p>キ 上記イ(ア)又はカ(ア)に規定するものであって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社を設立したものが事業を開始した日から起算して、経過した年数が5年以上10年未満のもの</p>	<p>ア～オ (略)</p>

1 - (4) - ② 起業家育成資金の要件について

★開業からの年数により融資要件が異なりますので御注意ください

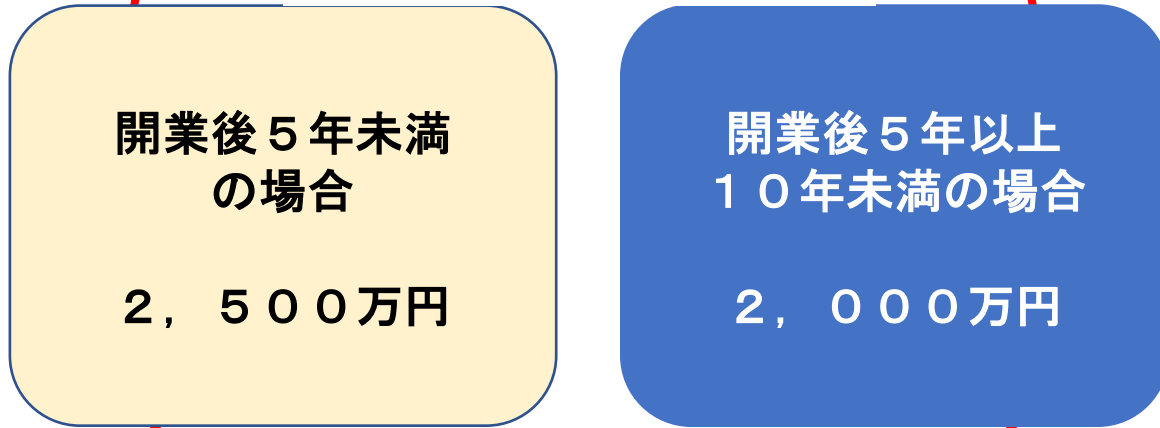
開業後の年数	開業後5年未満の場合	開業後5年以上10年未満の場合
融資限度額	設備資金 3,500万円、運転資金 3,500万円 ※ 設備資金と運転資金の併用 合計3,500万円	
責任共有制度	なし	あり
融資利率	年1.3～1.7%以内 (利子補給率0.5%)	年1.4～1.8%以内 (利子補給率0.5%)
保証料	保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用 する場合は、年0.80%以内* イ スタートアップ創出促進保証制度を利用 する場合は、年1.00%以内*	年0.45～1.64%以内*
担保	不要	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。

1 - (4) - ③ 起業家育成資金の限度額について

例 1

限度額3,500万円

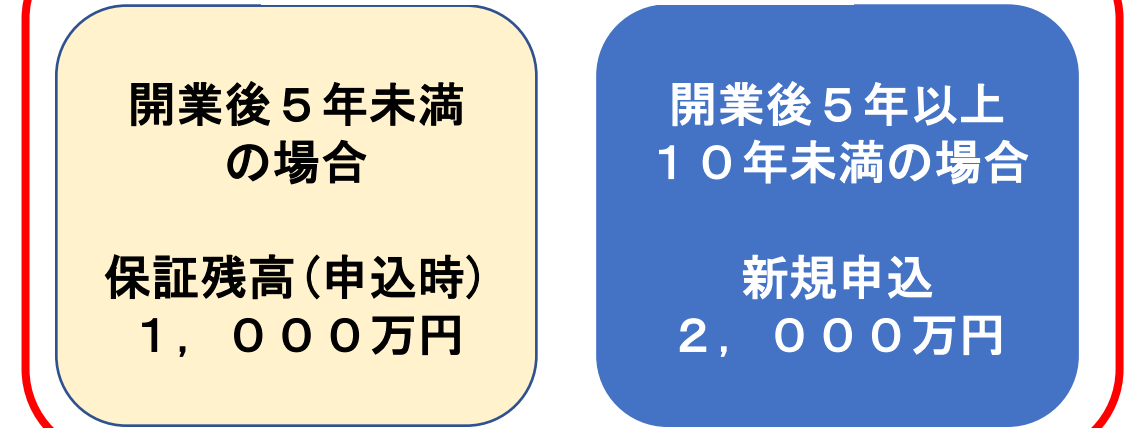


申込不可

4,500万円 > 3,500万円 (限度額超過)

例 2

限度額3,500万円



申込可能

3,000万円 < 3,500万円 (限度額内)

1 - (4) - ④ 起業家育成資金の借換制度の創設

○ 借換

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。

○ 再借換（1度のみ利用可能）

上記1、2に該当すること

- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。


（同額は不可）

※ 複数の起業家育成資金の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の起業家育成資金の借換えに要する資金を含めることができます。

1 - (4) - ⑤ 起業家育成資金の借換の注意点について

	初回融資		借換時		
例 1	1 年	→	4 年	→	開業後 5 年未満の場合の要件で借換可能
例 2	2 年	→	7 年	→	開業後 5 年以上 10 年未満の場合の要件で借換可能 ※開業後 5 年未満の場合の要件では借換 ができません。
例 3	6 年	→	9 年	→	開業後 5 年以上 10 年未満の場合の要件で借換可能

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて
 - (5) その他の変更について** 
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

1 - (5) その他の変更について

① 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）の要件の創設


	企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）
対象者要件	<p>① 本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上（12か月以上）のプロパー融資を受けること</p> <p>② 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと</p>
融資利率	取扱金融機関の所定利率
保証料	<p>保証料 年0.45～1.90%以内</p> <p>①の場合：保証料の1/3相当額の補助があります。</p> <p>②の場合：保証料の1/4相当額の補助があります。</p> <p>※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなります。</p>
受付機関	<p>県制度融資の取扱金融機関</p> <p>※ 他の企業パワーアップ資金と異なります。</p>

1 - (5) その他の変更について

② 借換資金の見直し（再借換の回数制限の廃止）

	令和8年度	令和7年度
資金 使途	<p>運転資金 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金（複数の借入れを一本化する場合にあっては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金の借換えに要する資金を含めることができる。）とする。ただし、次のアからウのいずれかに該当する資金は借換の対象としない</p> <p>ア 保証協会の管理上、事故扱いになっているもの</p> <p>イ 元本返済又は利息支払に延滞が生じているもの</p> <p>ウ 最長融資期間を超えているもの</p> <p>エ 削除</p> <p>また、中小企業組合が新規運転資金を利用する場合は、共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限る</p>	<p>運転資金 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金（複数の借入れを一本化する場合にあっては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金の借換えに要する資金を含めることができる。）とする。ただし、次のアからウのいずれかに該当する資金は借換の対象としない</p> <p>ア 保証協会の管理上、事故扱いになっているもの</p> <p>イ 元本返済又は利息支払に延滞が生じているもの</p> <p>ウ 最長融資期間を超えているもの</p> <p>エ 再借換したもの</p> <p>また、中小企業組合が新規運転資金を利用する場合は、共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限る</p>

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて
 - (5) その他の変更について
 - (6) 融資利率の変更について** 
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

1 - (6) 令和8年度 埼玉県中小企業制度融資利率改定一覧

資金名	令和7年度下半期	令和8年度
事業資金（一般貸付）	1. 7%～1. 9%	1. 8%～2. 2%
事業資金（短期貸付） ※事業資金（短期貸付）の利率は変更ありません。	【保証付き】 1. 5% 【保証無し】 1. 9%	【保証付き】 1. 5% 【保証無し】 1. 9%
小規模事業資金	1. 6%～1. 8%	1. 7%～2. 1%
小規模事業資金【経営革新企業特例適用の場合】	1. 5%～1. 7%	1. 6%～2. 0%
起業家育成資金	1. 2%～1. 4%	1. 3%～1. 7%
起業家育成資金【開業後5年以上10年未満の場合】	—	1. 4%～1. 8%
設備投資促進資金	1. 3%～1. 7%	1. 4%～2. 0%
設備投資促進資金【人手不足対応特例】	1. 2%～1. 6%	1. 3%～1. 9%
産業創造資金（経営革新計画促進貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 4%～1. 8%
産業創造資金（事業承継特別貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 4%～1. 8%
産業創造資金（事業承継支援貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 6%～2. 0%
産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 6%～2. 0%
産業創造資金（海外投資貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 6%～2. 0%
産業創造資金（産業立地貸付）保証付き	1. 6%～1. 8%	1. 7%～2. 1%
産業創造資金（産業立地貸付）保証なし	1. 7%～1. 9%	1. 8%～2. 2%
経営安定資金（大臣指定等貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 4%～1. 8%
経営安定資金（大臣指定等貸付）【特定業種関連】	1. 4%～1. 6%	1. 5%～1. 9%
経営安定資金（知事指定等貸付）	1. 4%～1. 6%	1. 5%～1. 9%
経営あんしん資金	1. 6%～1. 8%	1. 7%～2. 1%
経営あんしん資金【経済変動特例】	—	1. 3%～1. 7%
企業パワーアップ資金	金融機関所定利率	金融機関所定利率
借換資金	金融機関所定利率	金融機関所定利率

本日の内容

1：令和8年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 経営あんしん資金の見直しについて

(3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続

(4) 起業家育成資金の見直しについて

(5) その他の変更について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等



3：その他連絡事項

2 - ① 制度改正に伴う各種資料等の配布・掲載スケジュール

資料名	印刷物	ホームページ
令和8年度 埼玉県中小企業制度融資のご案内	3月下旬 発送	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 1
埼玉県中小企業制度融資様式集(令和8年度)	制度融資の 手引に収録	
申込書(様式変更あり) ※複写式のもの	3月下旬 発送 (商工団体のみ)	
埼玉県中小企業制度融資の手引	5月頃 発送予定 (商工団体のみ)	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 2

* 1 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

* 2 関係機関向けページ

2 - ③ 一般向け（中小企業向け制度融資）ページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

トップページ

くらし・環境

健康・福祉

しごと・産業

文化・教育

県政情報・統計

緊急情報

[トップページ](#) > [しごと・産業](#) > [産業](#) > [産業支援・経営支援](#) > 中小企業向け制度融資

LINEで送る

Tweet

印刷

ページ番号：4171 掲載日：2023年3月1日

産業支援・経営支援

▶ [女性の視点活用](#)

▶ [中小企業向け制度融資](#)

▶ [海外ビジネス支援](#)

▶ [事業承継支援](#)

▶ [中小企業における事業継続計画（BCP）について](#)

▶ [小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」について](#)

アクセス方法

- ・ 埼玉県公式ホームページのトップページからリンクをたどる（上記参照）
- ・ 埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「ページ番号で検索」を選択し「4171」と入力し検索
- ・ 任意の検索エンジン（google等）で「埼玉県制度融資」と入力して検索

中小企業向け制度融資

埼玉県では、中小企業の皆さまに事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、県内金融機関、埼玉県信用保証協会及び県内商工会議所・商工会などと協力した制度融資を行っています。

お知らせ

- ・ 令和5年3月1日 [埼玉県中小企業制度融資の金利改定について（PDF：133KB）](#) を掲載しました。 **New(新)**
- ・ 令和5年2月15日 [中小企業に対する金融の円滑化要請について](#) を掲載しました。 **New(新)**

2 - ④ 関係機関向けページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

トップページ

くらし・環境

健康・福祉

しごと・産業

文化・教育

県政情報・統計

緊急情報

[トップページ](#) > [県政情報・統計](#) > [県概要](#) > [組織案内](#) > [産業労働部](#) > [金融課](#) > 関係機関向けページ【制度改革関係】

LINEで送る

Tweet

印刷

ページ番号：24285 掲載日：2023年3月1日

金融課

▶ [関係機関向けページ【制度改革関係】](#)

▶ [金融課所管の要綱一覧](#)

関係機関向けページ【制度改革関係】

関係機関の皆さまへ

掲載している内容は基本的に非公開情報ではありませんが、URLの周知については【関係者限り】としてください。

埼玉県中小企業制度融資の金利改定について New(新)

アクセス方法

・埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「キーワードで検索」を選択し「関係機関向けページ」と入力して検索、または「ページ番号で検索」を選択し「24285」と入力し検索

2 - ⑤ 県ホームページトップページの検索欄について

The image shows a browser window displaying the homepage of Saitama Prefecture. The address bar shows the URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/>. The page title is "トップページ - 埼玉県". The main content area features a search bar with the text "キーワードから探す" (Search by keyword) and a search button. Below the search bar, there are radio buttons for "キーワードで検索" (Search by keyword) and "ページ番号で検索" (Search by page number). The search bar contains the placeholder text "キーワードを入力してください" (Please enter a keyword). A red box highlights the search bar area. To the right of the search bar, there are several service icons: "電子申請・届出" (Electronic application and filing), "電子入札総合案内" (Electronic bidding general information), "県政への提案制度" (Proposal system for prefectural administration), and "採用情報" (Recruitment information). Below these icons, there are more service icons: "パスポートセンター" (Passport center), "パパママ応援" (Parent support), and "さいたま" (Saitama). A chatbot notification box is visible in the bottom right corner, stating "埼玉コンシェルジュへようこそ！ 質問にAIが答えます。(Multilingual AI chatbot)".

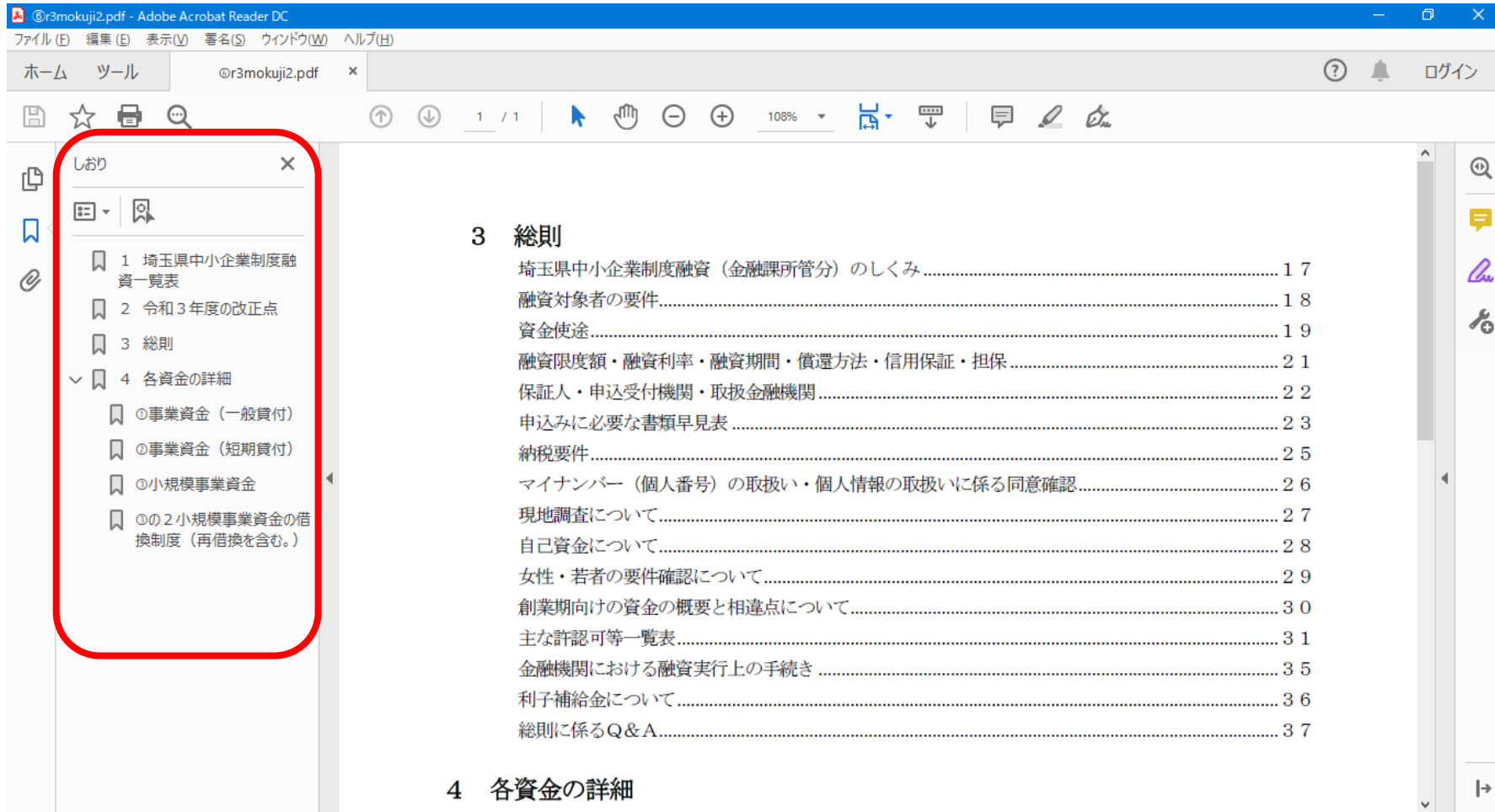
検索欄の概要:

- 検索方法: キーワードで検索 ページ番号で検索
- 検索入力欄: キーワードを入力してください
- 検索ボタン: 検索方法

注目キーワード:

- [濃厚接触者](#)
- [会計年度任用職員 募集](#)
- [新型コロナウイルス 埼玉県 感染者](#)
- [PCR検査 無料](#)
- [新型コロナウイルスワクチン接種](#)


2-② ブックマーク（しおり）機能イメージ



3 総則

埼玉県中小企業制度融資（金融課所管分）のしくみ.....	17
融資対象者の要件.....	18

本日の内容

- 1：令和8年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (3) 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続
 - (4) 起業家育成資金の見直しについて
 - (5) その他の変更について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項** 

3 - ① 利子補給事務に係る注意点について

中小企業制度融資では、以下に該当する融資に対して利子補給を行いません。融資実行時や残高報告の際等に改めてご注意ください。

- (1) 制度融資要綱で定める条件に合致しない条件で実行された融資
- (2) 代位弁済請求中である融資又は債務者が期限の利益を喪失している融資
- (3) 知事が埼玉県中小企業経営安定対策要綱に基づいて指定している再生手続開始申立等企業に対する融資
- (4) 制度融資要綱に定める最長融資期間の最終日である融資又は最終日を経過した融資
- (5) その他知事が利子補給の対象とすることが適当でないと認めた融資

3 - ② 埼玉県金融課の課名の変更について

埼玉県 金融課



埼玉県産業支援課
経営革新支援担当



令和8年4月1日以降

埼玉県 経営・金融支援課

御静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課